

## 指定都市市長会を代表して 大森岡山市長が国へ提言を行います

大森雅夫岡山市長が、「地域経済の成長発展に資する土地利用」について、指定都市市長会を代表して、下記のとおり国へ提言を行います。

### 1 日時

令和5年5月24日(水) 14時30分～14時45分

### 2 場所

経済産業省本館 12階 東6 長峯政務官室(東京都千代田区霞が関1-3-1)

### 3 内容

#### ○提言事項

地域経済の成長発展に資する土地利用に関する指定都市市長会提言(別添のとおり)

#### ○提言先

経済産業省 長峯 誠 経済産業大臣政務官

### 4 その他

#### ○取材等

取材を希望される場合は、5月23日(火)12時までに、社名、人数、カメラ台数、連絡先等を岡山市政策企画課(下記メールアドレス)までお知らせください。

#### ○その他

- (1)取材は頭撮り(岡山市長より提言の概要説明、経済産業大臣政務官より発言)のみとなります。
- (2)面談終了後、大森雅夫岡山市長が取材に応じます。
- (3)入館手続きは、各社でお願いします。
- (4)取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。
- (5)面談開始5分前までに直接会場へお越しください。

#### 【問い合わせ先・取材申込先】

岡山市 政策企画課 岩井・上田

直通086-803-1040 内線3585

メールアドレス: seisakukikaku@city.okayama.lg.jp

## 地域経済の成長発展に資する土地利用に関する指定都市市長会提言

地域経済の持続的な成長を図るためには、新たな設備投資を生み出し、地域経済の好循環を実現することが重要である。

平成29年に施行された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進により、地域の成長発展の基盤強化を図ろうとするものである。

同法は税制による支援措置のほか、農地転用許可や市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮など規制に関する特例措置が設けられている。

これらの措置により、地域を牽引する事業者の創出及び更なる事業拡大と設備投資が可能となっている。

しかしながら、市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮を受けることができる対象の施設は限られており、地域経済を牽引する事業であっても、対象施設と密接な関係のある既存施設に試験研究施設がない場合はその配慮の対象外となっている。

このため、試作品による検証や生産技術の確立・向上を継続的に実施するための試験研究施設又は工場を既存の工場近傍に一体的に立地することができず、地域の成長発展を阻害する要因となっている。

令和5年7月頃を目途に示される新たな「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）の策定にあたり、次のことを提言する。

### 記

現行の基本的な方針中「第一 へ (3) ②(ii)原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍」に、『「現に産業団地に立地している工場」の近傍に立地する研究施設又は工場』を追加すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会